

電子交付サービス約款

（約款の趣旨）

第1条 この約款は、スターツ証券株式会社（以下「当社」といいます。）がお客様へ交付する書面について、紙媒体に代えてインターネットを通じて交付（以下「電子交付」といいます。）するサービス（以下「本サービス」といいます。）に関する取扱いについて定めたものです。

（電子交付書面）

第2条 本サービスにおいて、当社が電子交付により提供する書面は、以下の各号に掲げる書面（以下「電子交付書面」といいます。）とします。

（1）報告書等

- ① 取引報告書
- ② 取引残高報告書
- ③ 特定口座年間取引報告書
- ④ 上場株式配当等の支払通知書
- ⑤ 運用報告書

（2）目論見書等

- ① 目論見書
- ② 目論見書補完書面

（3）その他、当社が定める書面

- ① 譲渡益税のお知らせ
- ② 利金・分配金・配当金・償還金のお知らせ
- ③ 外国証券利金・分配金・配当金・償還金のお知らせ
- ④ 外国証券償還のお知らせ
- ⑤ お預り株式（保振）変更のお知らせ
- ⑥ 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ⑦ トータルリターン通知
- ⑧ 価値喪失株式に係る証明書
- ⑨ その他、当社が電子交付により提供することを定め、お客様に告知した書面

（電子交付方法）

第3条 当社は、次のいずれかの方法により電子交付を行うものとします。

- （1）当社ホームページのお客様ログイン画面（口座番号、パスワード入力後に利用することができるお客様専用ページ（以下「お客様ページ」といいます。）をいいます。）に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに電子交付書面の記載事項を記録して、お客様の閲覧に供する方法

(2) 当社ホームページの画面に電子交付する書面へのリンクを設定して、お客様の閲覧に供する方法

- 2 当社ホームページのお客様ページにおいて、電子交付書面の記載事項を記録した旨を告知します。

(動作環境)

第4条 電子交付の承諾及び申込み並びに電子交付書面の閲覧には、当社所定の動作環境が必要となります。

(申込み)

第5条 お客様は、次の各号全てに該当する場合に本サービスの申込みができるものとします。

- (1) 当社の証券総合サービス口座を開設していること
- (2) インターネットを利用できること
- (3) お客様が使用する電子計算機において PDF 閲覧ソフトが利用可能であること
- (4) 電子交付書面をプリンター等で出力し、書面の作成が可能であること
- (5) お客様が本約款をご理解いただき、電子交付に同意すること

- 2 お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入のうえ提出する方法により申込み、本サービスを利用できるものとします。

(本サービスの取扱い)

第6条 お客様は、本サービスを申込むにあたり、次の取扱いに同意するものとします。

- (1) 電子交付の申込みは、電子交付書面について一括して適用されるものとし、書面ごとの申込みはできません。
- (2) 当社は、原則としてお客様が当社所定の手続きにより電子交付の申込みを完了した日の翌日（以下「切替日」といいます。）以降に発行する書面について電子交付します。
尚、当社の都合により、電子交付の開始が切替日の翌日以降となる場合があります。
- (3) 電子交付書面（作成基準日が到来し電子交付することが確定している書面を含む。）について、原則として、紙媒体での再交付は行いません。
但し、お客様から所定の手続きに基づき請求が行われ、当社が承諾する場合を除きます。
この場合、当社所定の手数料をご負担いただくことがあります。

(閲覧期間)

第7条 お客様は、本サービスを利用して閲覧した電子交付書面について、本サービスを利用する間において、当該書面の記録日から5年を経過する日まで、閲覧することができるものとします。

- 2 当社は、次の場合には前項に定める日以前に電子交付書面の閲覧を停止することができ

るものとします。

- (1) 電子交付書面の記載事項を紙媒体により交付した場合
- (2) お客様の承諾を得て、他の電磁的方法（本サービスに定める電子交付の方法以外の方法を含む。）により交付する場合
但し、お客様の電子計算機に記録される場合又はこれに準ずる場合に限りします。
- (3) 本サービスに係る点検等の必要性又はその他の合理的理由に基づき当社が判断する場合

（電子交付以外の書面交付）

第8条 当社の判断により、必要に応じて電子交付によらず書面交付させていただく場合があります。

その場合、当該書面の電子交付による再交付は行いません。

（電子交付書面の追加）

第9条 お客様は、当社が本サービスにおいて電子交付により提供する書面の種類を追加する場合、追加する電子交付書面について、当社のホームページに公表することで、お客様から電子交付を行うことの承諾を受けたものとして取扱うことに同意するものとします。

（本サービス内容等の変更）

第10条 当社は、本サービスの内容について、お客様の利用に支障をきたす恐れがないと判断した場合は、予め当社ホームページ上に告知し、又は電子メール等で通知し、お客様に変更内容を明らかにすることにより、お客様の同意を得ることなく、本サービスの内容を変更することができるものとします。

（本サービスの終了）

第11条 本サービスは、次の各号に該当する場合に解除されるものとします。

- (1) お客様から本サービスを解除する旨の所定の手続きによる申出があった場合
 - (2) 口座が廃止された場合
 - (3) やむを得ない事由により当社が本サービスを解除する場合
 - (4) 当社が本サービスを終了した場合
- 2 前項の解除に際し、当社はおお客様の承諾及びお客様への通知をすることなく、これを行うことができるものとします。

（免責事項）

第12条 当社は、次に掲げる場合にお客様に生じた損害について、その責を一切負わないものとします。

但し、当該損害が当社の故意又は重大な過失によるものであることが明らかな場合は、この限りではありません。

- (1) お客様が、本サービスの利用申込みに際して、虚偽の申告又は本約款に反し当社に申込みを行ったことにより生じた損害
- (2) 通信回線、通信機器、コンピュータシステム及び電子計算機等の障害による電子交付の遅延、誤作動、不能により生じた損害、あるいは第三者による妨害、侵入、情報改変等による損害
- (3) 天災地変、政変、経済情勢の急変、証券・金融市場の閉鎖、その他非常事態の発生等不可抗力と認められる事由が発生し、各種情報の提供等が遅延し、又は不能になったことにより生じた損害
- (4) 第 10 条の本サービス内容等の変更に伴って生じた損害
- (5) 第 11 条の本サービスの終了に伴って生じた損害

(合意管轄)

第13条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(約款の変更)

第14条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。

改定を行う旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他の相当の方法により周知します。

附則

2019 年 3 月 1 日	制定
2021 年 6 月 21 日	施行